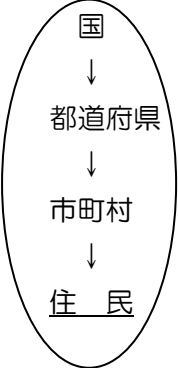
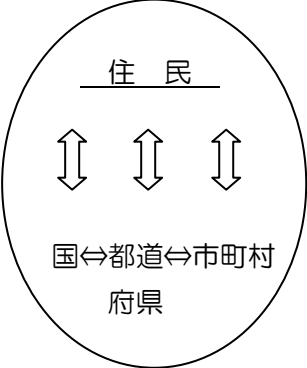


防府市市民参画懇話会設置までの国と防府市の動向

国	防府市
<p>1999年 (平成11年) 地方自治法の一部改正</p> <p>2000年 (平成12年) 地方分権改革 (地方自治法第2条の2の12が追加された)</p> <p>「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。」以下省略</p> <p>・憲法第92条 「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」として地方自治を保障。</p> <p>*地方自治の本旨は、団体自治と住民自治からなる。</p> <p><b>住民自治</b>⇒ 住民自らが地域のことを考え、自らの手で行う(治める)こと。</p> <p><b>団体自治</b>⇒ 地域のことは地方公共団体が自主的、自立性をもって、国の干渉を受けることなく自らの判断と責任のもとに地域の实情に沿った行政を行っていくこと。</p> <p>機関委任事務は廃止され、国と地方の関係は、上下の関係から対等・協力の関係へと変わった。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>〔上下〕</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>〔対等、協力〕</p>  </div> </div> <p>2007年 (平成19年) 地方分権改革推進法施行 (第2期の分権改革)</p>	<p><b>第3次総合計画 (2000年～2010年)</b> (平成12年～平成22年)</p> <p>推進理念：変革と参画 (抜粋)</p> <p>基本目標の達成に向けて「変革と参画」の理念のもとに、市民一人ひとりが主役となったまちづくりを進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の変革</li> <li>・行政の変革</li> <li>・行政の変革と市民の参画</li> </ul> <p><b>後期基本計画 (2006年～2010年)</b> (平成18年～平成22年)</p> <p>【計画の推進方策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.市民参画の推進</li> <li>2.計画的な行財政運営の推進</li> <li>3.戦略的・重点的な施策の推進</li> <li>4.広域行政の推進</li> </ol> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参画の推進 (抜粋)</li> </ul> <p>地方分権の進展に対応した自立型社会を実現するため市民の参画と協働による市政を推進するとともに、市民の経験と行動力が活かされる自主的・主体的な市民活動を推進します。</p> <p><b>防府市市民参画懇話会</b> (平成18年10月30日設置)</p> <p>市民参画と協働による市政推進の仕組みづくりを構築するにあたり、協議していただくための機関として設置されたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員構成 公募委員、学識経験者、各種団体、市議会、市職員の20人 (うち公募委員は10人)</li> </ul> <p>(仮称)自治基本条例骨子に関する提言書 (平成20年10月22日提出)</p>